平成２５年（フ）第５５９号
横浜市中区本牧町１丁目135番地
債務者　ファーストマリンサプライ株式会社
代表者代表取締役　伊佐山明義
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中宗一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１１号
名古屋市西区花の木２丁目２番１号
債務者　株式会社リンクス
代表者代表取締役　永井　　学
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　淳也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後１時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９３号
京都市中京区西ノ京三条坊町15番地
債務者　有限会社ワインクレージ
代表者代表取締役　岩田登市男
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　茂行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１３０号
東京都杉並区天沼３丁目２番２号　荻窪勧業ビル３階
債務者　株式会社レッスンの友社
代表者代表取締役　河村　純一
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１号
山形県最上郡最上町大字富澤886番地
債務者　株式会社阿部旅館
代表者代表取締役　阿部　　衛
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午後２時
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
兵庫県小野市敷地町811番地の１
債務者　株式会社シー・ジー・エル
代表者代表取締役　善甫　良太
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午前10時30分
神戸地方裁判所社支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１７号
新潟県三条市荻堀1128番地７
債務者　小崎　和徳
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂西　哲昌
4　破産債権の届出期間　平成25年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第６０号
岡山県倉敷市船穂町船穂2955番地11
債務者　小林　一吉
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　宗茂
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第９号
香川県三豊市仁尾町仁尾丁223番地６
債務者　大井　将世
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　修二
4　破産債権の届出期間　平成25年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第１７３号
神奈川県平塚市万田103番地の１　サンパレス湘南Ⅱ301号
債務者　加藤　良二
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯淺　文憲
4　破産債権の届出期間　平成25年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１５０号
仙台市太白区西中田６丁目３番10―909号、住民票上の住所宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏尻52番地
債務者　坂野　裕之
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　孝司
4　破産債権の届出期間　平成25年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９６号
岡山市北区本町４番18号　705
債務者　木曽田広美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯生　　明
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４号
岡山市東区金岡西町324番地10、旧住所岡山市東区宍甘173番地
債務者　國本　臣市
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙﨑　和美
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１号
山形県米沢市御廟２丁目７番13号
債務者　麺屋天下こと　村橋　正彦
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯田　典明
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１２５号
埼玉県八潮市八潮１丁目15番地22　サンモールオギノＢ―102
債務者　荻野　祐介
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　総一
4　破産債権の届出期間　平成25年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係